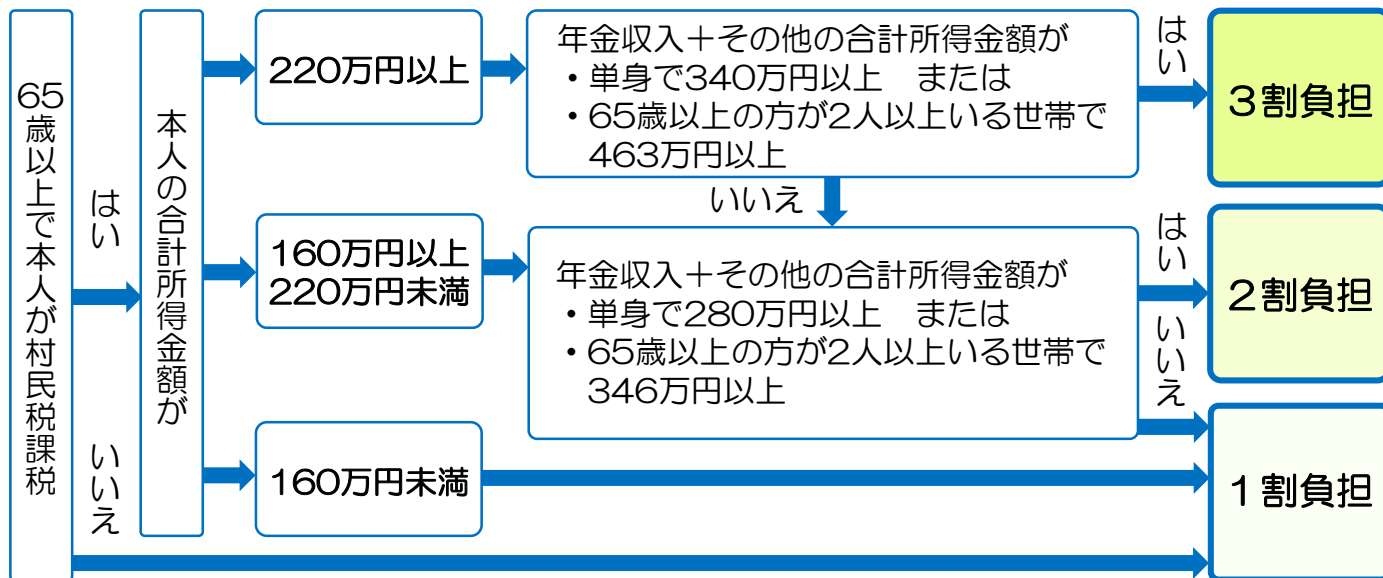


介護サービスの利用者負担

サービスを利用した場合、利用者はサービスにかかった費用の一部をサービス業者へ支払い、残りは介護保険（村）からサービス事業者に支払います。

介護サービスの自己負担割合の判定基準



※前年の所得により負担割合を決定します。（適用期間は8月1日～翌年の7月31日）

※40～64歳の方（第2号被保険者）は、所得にかかわらず1割負担です。

介護保険で利用できる上限額

在宅サービス・介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えた分は全額利用者の負担になります。

要介護 状態区分	1か月の 支給限度額	自己負担割合		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の中に含まれないサービスもあります

- 特定福祉用具購入（給付対象は10万円まで）
- 住宅改修費の支給（給付対象は20万円まで）
- 居宅療養管理指導
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）



など

施設を利用するサービスの利用者負担

在宅サービス・介護サービスの中でも、施設に通い・泊まりで利用するサービスや、施設に入所している方へのサービスは、食費や居住費（滞在費）などが別途自己負担となります。



利用者負担の軽減

居住費、食費の負担軽減

所得の低い方で、一定以下の資産の方は、居住費（滞在費）・食費の負担額（日額）が軽減されます。下表の限度額までの負担となり、超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から施設に支払われます。軽減を受けるには毎年申請が必要です。

利用者負担段階別の負担限度額

負担段階	居住費（滞在費）						食費の 限度額 （日額）
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室		
			特養	特養以外	特養	特養以外	
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円
一般の方	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,392円

※「特養」は、特別養護老人ホームで、「特養以外」は、介護老人保健施設などです。
やすらぎ苑へ入所、短期入所を利用するときは、太枠のいずれかが適用されます。

利用者負担段階（軽減対象者）

負担段階	対象者	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢福祉年金を受給している、世帯全員が住民税非課税の方 ● 生活保護受給者 	預貯金・有価証券・現金・負債などの資産の合計が、 ・単身で1,000万円以下 ・夫婦で2,000万円以下 であること
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員※が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方 	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員※が住民税非課税で、上記第2段階以外の方 	

※世帯分離している配偶者も含まれます。



楽楽心（ららはーと）の利用者負担について

楽楽心（ららはーと）の利用における宿泊費（1泊）1,350円～3,000円、食費（1食）300円は、上記の負担限度額の対象となりません。



利用者負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計額が高額になり、下記の限度額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、申請（領収書、印鑑）が必要です。
- 一世帯にサービス利用者が複数人いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額（月額）



区分	限度額
・現役並み所得者	44,400円（世帯）
・村民税課税世帯	44,400円（世帯）※
・世帯全員が村民税非課税	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方等 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円とすることで生活保護の受給者とならない場合 	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

※1割負担の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限り年間の上限額を446,400円（37,200円/月）とする緩和措置があります。



この様な費用は対象となりません

- 特定福祉用具購入費の利用者負担分
- 支給限度額を超える利用者負担額
- 住宅改修費の利用者負担分
- 居住費（滞在費）・食費・日常生活費など

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

介護保険と医療保険の両方を利用して、同一世帯内で年間（8月～翌年7月）の利用者負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、「高額医療・高額介護合算制度」として、超えた分が後から支給されます。

- 医療保険から対象者に通知がされます。
- 給付を受けるには、申請が必要です。
- 同一世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額）

70歳未満の人がいる世帯		70歳以上の世帯	
所得要件	基準額	所得要件	基準額
基礎控除後の所得が901万円超	212万円	課税所得が690万円以上	212万円
基礎控除後の所得が600万円超～901万円以下	141万円	課税所得が380万円以上	141万円
基礎控除後の所得が210万円超～600万円以下	67万円	課税所得が145万円以上	67万円
		課税所得が145万円未満	56万円
基礎控除後の所得が210万円以下	60万円	住民税非課税	31万円
住民税非課税	34万円	住民税非課税（所得が一定以下）	19万円